

サポート費用

▶ 語学留学

提携校	一律 ¥33,000
※18 歳未満の方	一律 ¥55,000
提携校以外	一律 ¥55,000
※18 歳未満の方	一律 ¥77,000
語学留学＋ カレッジ・大学条件付入学	一律 ¥55,000

▶ 大学・大学院留学

進学パスウェイプログラム	一律 ¥55,000
※2 校目から ¥22,000-(1 校につき)	
コミュニティカレッジ留学	一律 ¥55,000
※2 校目から ¥33,000-(1 校につき)	
4 年制大学 (直接入学)	一律 ¥110,000
※2 校目から ¥77,000-(1 校につき)	

▶ 大学生の認定・休学 (長期) 留学

提携校	一律 ¥33,000
提携校以外	一律 ¥55,000

▶ その他のサービス

渡航査証 (ビザ) 申請サポート	¥38,500 + 実費
航空券ご紹介	無料

サポート料金に含まれる内容

出願・入学手続き代行業務	留学先での滞在手配
留学先への連絡・確認	現地空港送迎の手配
出願・入学に必要な書類のご説明	出発前オリエンテーション
入学許可又大学 (カレッジ) 合格後の手続き業務	留学期間中のご相談およびトラブル対応

手続きの流れ

- ① 所定のお申込書に必要事項をご記入しお申込み下さい。
- ↓
- ② 現地受け入れ学校・教育機関・団体所定のお申込書・出願書の作成
- ↓
- ③ 現地からの受け入れ許可決定
- ↓
- ④ 費用の納入 (現地プログラム費用及びその他費用)
- ↓
- ⑤ 渡航手配 (査証申請・航空券・海外傷害保険など)
- ↓
- ⑥ 渡航に関する諸費用のご納入
- ↓
- ⑦ 出発 (基本的に個人での出発となります。)

サポート (プログラム) 費用お振込み先のご案内

銀行：三菱 UFJ 銀行
 支店：本所 (ほんじょ) 支店
 口座名：グローバルパスウェイズ株式会社
 口座番号：普通 0105740

注意事項

- * 上記費用は消費税込みの金額を表示しております。
- * お申込みの前に必ず裏面「手続きサポート申込み規約」をお読みください。
- * 費用のお振込み手数料はご負担をお願いいたします。

手続きサポート申込み規約

1. 手続きサポート

手続きサポートとは、グローバルパスウェイズ株式会社が海外の教育機関（大学・語学学校など）や団体が運営しているプログラムへの申込（出願）手続き手配及び補助をすること。

2. 申込の成立

グローバルパスウェイズ株式会社（以下弊社）が定める期日までに手続きサポート（プログラム）費用又は弊社が指定した申込金を受領した日をもって成立とする。申込金はプログラム費用に充当されます。

3. プログラム（コース）期間

プログラム（コース）開始日は教育機関（学校など）や団体が運営しているプログラム（コース）が開始する日からとし、契約の満了日はその申込みプログラム（コース）終了日とする。その期間内に自主的にプログラム（コース）を離れた場合はその日、または現地にてプログラム（コース）中止を言い渡された場合はその日をもって契約満了とする。

4. 費用の支払い

弊社がしている期日（通常請求書発行日より2週間以内）までに手配費用と現地プログラム費用等を支払うものとする。なお、銀行振込により送金された場合は、銀行振り込み控えをもって領収書に代えるものとする。現地通貨請求額については、請求する日の弊社の指定銀行が定めたTTSレート+2円で換算し、且つ海外送金手数料を加え納めるものとする。

5. その他の費用

契約期間内に申込者の起因により生じた全ての費用及び財物損害に関わる賠償は申込者の方又未成年者の方はその保護者が負担するものとする。

6. 費用の返金

申込者の都合により申込を解約する場合は次の事項に従い費用の返金をする

- ・お申込後の手続きサポート費用及び申込金の返金はされない。
- ・現地プログラム費用の返金は、現地の受入学校・教育機関または団体の定める規定に従ってなされる。*申込み前にご確認ください。
- ・査証発給などの不可抗力的な要素の場合で渡航が不可能になった場合は入金額からそれまでに要した実費と現地教育機関及び学校が定める規定に従った取消料を差し引いた金額を返金する。
- ・申込者が留学手続き書類などにおいて虚偽の申請をした場合、渡航前後に関わらず手配費用を含む全ての費用は返金されない。

7. プログラムの取消手数料（クーリングオフ期間：8日間）

申込者の都合により申込を解約する場合は次の取消手数料をお支払いいただきます。お申込後の申込金の返金はされない。

取消し日	取消手数料
開始日の前日より起算して、研修開始日前30日以降15日前まで	プログラム費用の20%
開始日の前日より起算して、研修開始日前14日以降7日前まで	プログラム費用の50%
開始日の前日より起算して、研修開始日前6日以降2日前まで	プログラム費用の75%
開始日の当日以降及び当社に連絡もなく不参加となった場合	プログラム費100%

8. 提供するサポート内容

- ・現地教育機関（学校など）・団体へのお申込・出願サポート
- ・渡航に関する諸手続きサポート
- ・緊急時の対応と支援

9. 参加規則

各プログラム参加者は参加規則に反する行動があった場合、および現地学校・教育機関及び団体が参加者の行った行為について違反であると判断した場合は、その処置（即時プログラム中止及び帰国の処置を含む）に従わなければならない。

第一項 参加者は渡航先の法律・規則及び慣習に従って行動すること。

第二項 渡航先での学校生活の規則

- ・プログラム参加者として自覚を持って行動する。
- ・渡航先国の法律・規則を遵守すること。
- ・渡航先における学校、地域社会の規則、規律を遵守すること。

第三項 ホストファミリーとの日常生活、及び寮生活上の規則

- ・滞在中は教育機関及び団体やホストファミリーやプログラム関係者の敬意を払いその指示に従うこと。
- ・ホストファミリーの一員として行動し、家庭内のルールを守ること。
- ・寮滞在においては寮のルールを守り同じ寮に滞在している学生及びプログラム関係者に迷惑をかけないこと。
- ・ホテル滞在においてはホテルが定める宿泊約款に従うこと。

10. 免責事項

以下の事由により、参加者に損害が発生した場合であっても、弊社は参加者に対し責任を負わないものとする。

- ①天災、陸海空における不慮の事故、政府公共団体の指令、ストライキ、航空会社の倒産、戦争、暴動、ハイジャック、伝染病、疫病隔離、税関規則、移民局上の問題などの不可抗力による事由
- ②現地における火災、交通事故、盗難、詐欺、殺傷事件、異性関係などの個人生活、事故などの事由。
- ③参加者の留学手続き書類の遅延による時間の浪費が起因し、渡航が遅れた場合

11. 保険の加入

参加者は渡航前に海外旅行傷害保険、又は留学先機関（大学・学校など）が義務付ける保険に加入するものとする。

12. 合意管轄

この契約上の紛争に関する管轄裁判書は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所とする。